

仕様書（案）

1 業務名

第67回全国スポーツ推進委員研究協議会群馬大会開催に関する業務

2 履行期間

契約締結日から令和9年3月19日まで

3 業務目的

全国のスポーツ推進委員が一堂に会し、スポーツ推進委員の目指す方向や地域スポーツの今目的な課題について研究協議し、スポーツ推進委員の資質向上を図るとともに、生涯スポーツの振興に資するための大会を開催する。

4 大会概要

大会	開催日	会場	所在地	参加人数
全体会	R8.11.5	Gメッセ群馬 (展示ホールB、C)	高崎市岩押町12番24号	約3,000人
分科会 ①	R8.11.6	Gメッセ群馬 (メインホール)	高崎市岩押町12番24号	約1,000人
分科会 ②	R8.11.6	群馬音楽センター	高崎市高松町28番2号	約2,000人

日程（案）

【第1日目 11/5（木）全体会】

11:00	12:00	12:15	13:25	14:45	15:05	15:20	16:40
受付	歓迎 アトラクション	開会式 表彰式	基調講演	休憩	スポーツ庁からの 情報提供	シンポジウム	

【第2日目 11/6（金）分科会】

9:00	9:45	11:45
受付	分科会	閉会

※歓迎アトラクションはマーチングバンドの演奏を予定

5 委託業務内容

1. 参加申込登録

- (1) 申込専用HPの作成と運用。なお、運用保守期間は3か月間とする。
- (2) 参加者名簿の作成（各都道府県内市町村ごと）
- (3) 参加料金の徴収、管理、精算

※(1)は、メールにて各都道府県に周知する。

※参加費は4,000円とし、返金はしないこととする。

※原則インターネットからの申込みとし、請求書（押印有）、参加券、宿泊券、お弁当引換券、領収書等はウェブ出力できるようにする。押印有の請求書をウェブ出力できない場合は、申込者の希望に応じて押印した請求書を郵送するなどの対応を行うこと。

- (4) 参加申込に関する電話等の問い合わせに対応できる人員を配置すること。

(5) 「4 大会概要」に記載の参加人数を踏まえて各分科会申込者数を管理し、必要に応じて制限すること

2. 宿泊

(1) 宿泊施設の確保

(2) 宿泊料金の設定と運営

※設定日は令和8年11月4日（水）～5日（木）とする。

※設定場所は、原則高崎市とする。

※シングルルームを最大限確保すること。

※基本朝食付きで、サービス料及び諸税を含む価格を設定すること。

※会場までの交通の利便性、諸条件に留意すること。

3. 弁当

1日目の昼食弁当の手配（希望者のみ購入）

※お茶付き税込み1,000円とすること。

※群馬県らしいメニューとすること。

※会場までの運搬と空箱回収を行うこと。

4. 大会冊子

(1) 大会プログラムの作成

・印刷部数3,000部程度、A4サイズ、130ページ程度、表紙及び裏表紙両面のみカラーページ

※広告ページについては、企業等担当者と掲載広告データのやり取りなどの調整を行うこと

(2) 大会報告書の作成

・印刷部数3,000部程度、A4サイズ、80ページ程度、表紙及び裏表紙両面・記録写真ページはカラーページ

※作成にあたっては、受託者が撮影した写真や録音記録に基づく文字起こしデータなどの素材を活用すること

※校正は3回程度とする。校了後、各都道府県担当部署へ参加者数に応じた部数を納品すること

5. 会場設営・運営・撤去

(1) 各会場の設営・運営・撤去に関すること

①メイン会場（Gメッセ群馬 展示ホール）

・借用期間：令和8年11月4日（水）8：30～11月5日（木）22：00

・ライブカメラ1台（スクリーンに映すためのもの）、横看板1枚、懸垂幕5枚、入口看板2枚

・受付は都道府県ごと分けず、座席はブロック分けとする。また、QRコードなどを使用したスマートな受付方法とすること。なお、当該受付方法でトラブルが発生した際に対応できる十分な人員を配置すること。

・設営に必要な机や椅子などは、基本的に会場が所有する物品を借用し、不足する場合は別途、受託者が手配すること

※ステージ上の人物・発表資料等が認識できるスクリーンを用意すること（個数非課税）。

※運営マニュアルを作成すること。なお、運営協力者となるスポーツ推進委員の必要人員数を提示すること

② 分科会①（Gメッセ群馬 メインホール）

・借用期間：令和8年11月5日（木）8：30～11月6日（金）17：00

・横看板1枚、懸垂幕2枚、全体会入口と同じ看板2枚

- ※受付は参加券等の簡易かつスムーズな方法とすること。
- ※ステージ上の人・発表資料等が認識できるスクリーンを用意すること（個数問わない）。
- ※ステージ上（スクリーン）が見やすい座席配置を考えること。
- ※運営マニュアルを作成すること。なお、運営協力者となるスポーツ推進委員の必要人員数を提示すること

③ 分科会②（群馬音楽センター）

- ・借用期間：令和8年11月5日（木）8:30～11月6日（金）17:00
- ・横看板1枚、懸垂幕2枚、全体会入口と同じ看板1枚
- ※受付は参加券等の簡易かつスムーズな方法とすること。
- ※ステージ上の人・発表資料等が認識できるスクリーンを用意すること（個数問わない）。
- ※ステージ上（スクリーン）が見やすい座席配置を考えること。
- ※運営マニュアルを作成すること。なお、運営協力者となるスポーツ推進委員の必要人員数を提示すること

（2）備品と機材の用意、運搬に関すること

- （3）専門スタッフ配置に関すること（機材操作等）
- （4）看板等表示に関すること

6. 大会記録に関すること

- 全体会と分科会2会場の記録（静止画データ及び録音データ）
- ※カメラマンは全体会にのみ1名用意すること（主にステージ上を撮影）。
- ※録音データは会場の音響マイクを通じた発言を記録したものとする。
- ※令和8年12月15日データ提出厳守

7. 危機管理に関すること

- 危機管理体制の確立と不測事態への対応

8. 補足事項

- 企画提案時に提出する見積書には、委託業務の内容の内訳（単価を表示）をつけること
- 会場の予約と、利用料金（光熱水費、会場借用物品（机、椅子など）、清掃費（ゴミ除く）を含む）の支払いは、委託者が行うため経費に含めなくてよい
- 出演者は、委託者から提示する

6 結果報告

- 大会終了後、履行期間の終期までに、委託業務の実施報告書を提出すること。

7 個人情報の取得・管理・保護等

- （1）受託者は、本業務の実施上知り得た情報については、秘密を保持するとともに、契約の目的以外に使用してはならない。また、契約期間終了後も同様とする。
- （2）受託者は、個人情報の保護については十分に注意し、流出・損失を生じさせないこと。
- （3）受託者は、実施報告書（業務の履行過程において得られた記録等を含む。）を第三者に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。ただし、委託者の承諾を得た場合はこの限りではない。

8 再委託

- （1）受託者は、本業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、委託者があらかじめ承諾したときは、この限りではない。

(2) 委託者により再委託が承諾されたときは、受託者は再委託先に対して本業務委託に係る一切の義務を遵守させるものとする。

9 その他

- (1) 委託者はこの仕様書に定める事項に逸脱する行為が認められた場合は、業務の再実施を命じ、あるいは、契約の解除等をすることができるものとする。
- (2) この契約の実施に伴って生じた一切の成果に対する権利は、その生じた時から委託者に帰属する。
- (3) 天災地変その他やむを得ない事由により、第67回全国スポーツ推進委員研究協議会群馬大会が中止もしくは日程変更等になった場合、委託者と受託者とが協議し、契約内容等を変更することができるものとする。
- (4) 受託者は、本委託業務の履行に当たり、自己の責めに帰すべき事由により委託者に損害を与えたときは、その賠償の責めを負うものとする。
- (5) 受託者は、本委託業務の履行に当たり、受託者の故意が原因で第三者に損害が生じた場合には、その賠償の責めを負うものとする。
- (6) 受託者は、委託業務の実施に当たり、本契約締結前においても、この仕様に基づき、法令等を十分に順守しなければならない。
- (7) この仕様書に定めのない事項及び疑義が生じたときは、遅滞なく委託者と協議して定めるものとする。
- (8) 本事業の実施に必要な経費は、全て契約金額に含まれるものとし、委託者は契約金額以上の費用を負担しないこととする。
- (9) 費用は原則全額後払いとする。